

○ 中央教育審議会運営規則 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
		<p>(分科会) 第三条 (略)</p> <p>2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(分科会) 第三条 (略)</p> <p>2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>分科会</p> <p>生涯学習分科会</p>	<p>分科会</p> <p>生涯学習分科会</p>	<p>事項</p> <p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>	<p>事項</p> <p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>スポーツ・青少年分科会</p> <p>スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号） 、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号） 第三十一条第三項及び 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号） 第二十一条第二</p>

3
5 (略)

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年二月二十五日）から施行する。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

3
5 (略)

附 則

この規則は、審議会の決定の日（平成二十七年二月二十五日）から施行する。

項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）